

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月15日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時26分 散会

## 付託事件

議案第80号，議案第85号，議案第86号，議案第95号中第1表中歳出中第6款中建設企業委員会所管分及び第8款，議案第98号，議案第100号中別表中歳出中第6款中建設企業委員会所管分及び第8款，議案第103号，議案第106号，議案第107号，令和4年陳情第8号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 80号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 85号 指定管理者の指定について（児童遊園）
- ③ 議案第 86号 市道路線の認定及び廃止について
- ④ 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）
- ⑤ 議案第 98号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- ⑥ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）
- ⑦ 議案第103号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- ⑧ 議案第106号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）
- ⑨ 議案第107号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

### (2) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第8号 行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善について

## 2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建設部長	大	和	直	文	君	建設部技監兼 道路建設課長	松	葉	光	隆	君
建設部技監兼 生活道路整備 課長	有	金	正	義	君	建設部技監兼 河川都市排水 課長	大	山	裕	己	君
建設部技監兼 土木補修事務 所長	川	又	弘	一	君	建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷	萩	幸	治	君
道路管理課長	丹	治	雅	人	君	建築課長	大	和	田	聰	君
都市計画部長	加	藤	久	人	君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大	森	幹	司	君
建築指導課長	井	原	孝	志	君	公園緑地課長	鶴	井	昭	宏	君
市街地整備課長	小	田	切	幸	司	住宅政策課長	砂	川	和	敏	君
上下水道事業 管理者	荒	井		宰	君						
水道部長 (水道総務課長 事務取扱)	関	谷		勇	君	水道部参事兼 経理課長	梶	山		哲	君
水道部技監兼 給水課長	梶	山		学	君	水道整備課長	杉	山	健	一	君
浄水管理事務 所長	林		忠	勝	君						
下水道部長	坪		貴	之	君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎	隆	君
下水道施設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

議事課長	大	嶋		実	君	書記	昆		節	夫	君
------	---	---	--	---	---	----	---	--	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

議事に先立ちまして、上田技監兼建設計画課長が病氣療養のため、平澤都市計画課長が自宅待機のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)及び陳情文書表のとおり、議案第80号ほか8件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず、執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第80号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明をお願いいたします。

初めに、議案第80号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 おはようございます。公園緑地課、鶴井でございます。

それでは早速、御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

水戸市議会定例会議案書①の13ページをお開きください。

市議会議案第80号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、お手元にお配りしました公園緑地課提出の議案第80号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、開発行為による児童遊園の帰属及び児童遊園の位置の変更を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、(1)の水戸市河和田町東原児童遊園ほか7児童遊園につきましては、市民の皆様の利用に供するため、当該条例に追加を行うものでございます。

次に、(2)東野町東谷津児童遊園につきましては、位置の表記を変更するため、条例の改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、(1)の児童遊園の追加につきましては令和5年1月1日からとし、(2)の児童遊園の位置の表記の変更は、公布の日といたします。

2ページ以降に新旧対照表、各児童遊園の位置図と平面図を添付してございます。あわせてお目通しをお願いいたします。

なお、これによりまして、市内の児童遊園数は307か所、面積は2,620.22平方メートルの追加となりまして、あわせて10万3,960.03平方メートルになる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第85号 指定管理者の指定について(児童遊園)について、執行部から説明をお願いいたします。

鶴井公園緑地課長。

○**鶴井公園緑地課長** 続きまして、よろしくお願いいたします。

水戸市議会定例会議案書①の23ページをお開き願います。

市議会議案第85号 指定管理者の指定につきましては、お手元にお配りしました公園緑地課提出の議案第85号参考資料により御説明いたします。

1の理由につきましては、新たに8か所の児童遊園について指定管理者に指定追加するものでございます。

2の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市河和田町東原児童遊園から(8)水戸市米沢町代官山下第2児童遊園までの8児童遊園でございます。

3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4の指定の期間につきましては、令和5年1月1日から令和8年3月31日まででございます。

2ページ以降に、各児童遊園の位置図と平面図を添付してございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第86号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から御説明をお願いいたします。

大和建设部長。

○**大和建设部長** 続きまして、議案書①の25ページをお開き願います。

市議会議案第86号 市道路線の認定及び廃止について御説明いたします。

道路法第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定を28路線、廃止を1路線、合計29路線の認定及び廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、26ページから28ページに認定及び廃止路線の一覧表を記載しまして、29ページから47ページまでに認定及び廃止路線の位置図を記載しております。

なお、今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が27本の増、延長で3,065.74メートルの増となりますので、路線総数が7,743本、総延長が22万8,637.83メートルとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算(第8号)中第1表中歳出中第6款(農林水産業費)中建設企業委員会所管分及び第8款(土木費)について、執行部から説明をお願いいたします。

初めに、第6款農林水産業費、1項農業費、9目農業集落排水費について、久木崎集落排水課長、お願いいたします。

○久木崎集落排水課長 それでは、市議会議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書の10ページ、11ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項農業費、9目農業集落排水費につきましては、電気料金の高騰に伴い、農業集落排水事業会計繰出金を1,450万円増額するものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、第8款土木費、2項道路橋りょう費について、大和建设部長、お願いします。

○大和建设部長 続きまして、議案書②の10、11ページをお願いいたします。

中段の表にお示ししました、8款土木費、2項道路橋りょう費でございますが、1目道路橋りょう総務費につきましては、電気料金の高騰に伴い、街路灯等の電気料に不足が生じることから、道路管理経費を2,900万円増額するものであります。

なお、街路灯等の電気料につきましては、当初予算において5,500万円を措置しておりましたが、補正後においては、52.7%の増、8,400万円となるものであります。

5目橋りょう新設改良費につきましては、橋りょう長寿命化事業の進捗を図るため、国からの内示額にあわせて、橋りょう新設改良事業費を2,500万円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、4項都市計画費について、加藤都市計画部長、お願いいたします。

○加藤都市計画部長 同じく議案書②の10ページ、11ページでございます。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、電気料金の高騰に伴い、水戸駅北口駅前広場の電気料に不足が生じることから、維持管理費を190万円増額するものでございます。

なお、水戸駅北口広場の電気料につきましては、当初予算におきましては660万円措置しておりましたが、補正後におきましては28.7%増の850万円となるものでございます。

また、偕楽園周辺地区整備事業の進捗を図るため、国の補助金の追加額にあわせて、市街地整備推進事業費を7,500万円増額するものでございます。工事費に充当する予定でございます。

続きまして、同じページになります。

6目公園費につきましては、電気料金の高騰に伴いまして、公園協会の指定管理料のうち植物公園等の電気料に不足が生じることから、公園等管理費を870万円増額するものでございます。

なお、植物公園等の電気料につきましては、当初予算2,590万円でございますでしたが、補正後は33.5%増の3,460万円となるものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第98号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、執行部から御説明をお願いいたします。

久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 続きまして、議案書①の73ページをお開き願います。

市議会議案第98号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,450万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書②の32ページ、33ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、電気料金の高騰に伴い1,450万円増額するものでございます。

7款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越額のうち400万円を措置するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目農業集落排水事業費につきましては、電気料金の高騰に伴い、農業集落排水施設の電気料に不足が生じることから、施設維持管理費を1,850万円増額するものでございます。

なお、農業集落排水施設の電気料につきましては、当初予算において4,950万円を措置しておりましたが、補正後においては37.4%増の6,800万円となるものでございます。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）について、執行部から御説明をお願いいたします。

初めに、第6款農林水産業費、1項農業費、9目農業集落排水費について、久木崎課長、お願いいたします。

○**久木崎集落排水課長** それでは、市議会議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書⑤の令和4年度補正予算に関する説明書の20ページ、21ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項農業費、9目農業集落排水費につきましては、職員給与費の増に伴い農業集落排水事業会計繰出金を195万5,000円増額するものでございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について、大和部長、お願いします。

○**大和建设部長** 同じく議案書⑤の22、23ページをお開き願います。

中段の表にあります、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、建築事務に要する職員給与費を242万4,000円減額するものであります。このうち給与改正に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により117万8,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により360万2,000円の減額としております。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、2目建築指導費について、加藤部長、お願いいたします。

○加藤都市計画部長 同じく議案書⑤， 22， 23ページでございます。

8款土木費， 1項土木管理費， 2目建築指導費につきましては， 建築指導事務に要する職員給与費を304万9,000円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により117万2,000円， その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更に伴い187万7,000円の増額としております。

以上でございます。

○綿引委員長 次に， 2項道路橋りょう費及び3項河川費について， 大和部長， お願いします。

○大和建设部長 続きまして， 同じページの一番下の表になります。

8款土木費， 2項道路橋りょう費について御説明いたします。

1目道路橋りょう総務費につきましては， 道路管理事務に要する職員給与費を990万6,000円増額するものであります。このうち給与改定に伴う増加額が勤勉手当の引上げ等により237万9,000円， その他の増減額は， 本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により752万7,000円の増額としております。

続きまして， ページを返していただきまして， 24， 25ページをお開き願います。

上段の表にお示しました， 3目道路新設改良費につきましては， 道路新設改良に要する職員給与費を366万5,000円増額するものであります。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により296万8,000円， その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により69万7,000円の増額としております。

道路新設改良に要する会計年度任用職員給与費につきましては， 66万9,000円を増額するものであります。このうち給与改定に伴う増加額は報酬月額引上げにより2万6,000円， その他の増減額は職員の育児休暇等による任用人数の増員に伴いまして64万3,000円の増額としております。

次に， ページ中段の表の8款土木費， 3項河川費， 1目河川総務費につきましては， 河川行政に要する職員給与費を630万8,000円減額するものであります。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により105万7,000円， その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により736万5,000円の減額としております。

河川行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては， 44万1,000円の増額をするものであります。このうち給与改定に伴う増加額は報酬月額引上げにより2万3,000円， その他の増減額は職員の育児休養等による任用人数の増員に伴い41万8,000円の増額としております。

以上でございます。

○綿引委員長 次に， 4項都市計画費及び5項住宅費について， 加藤部長， お願いいたします。

○加藤都市計画部長 同じページの下段になります。

8款土木費， 4項都市計画費， 1目都市計画総務費につきましては， 都市計画行政に要する職員給与費を388万4,000円減額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により228万8,000円， その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により617万2,000円の減額としております。

都市計画行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、132万6,000円を増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は報酬月額の上上げにより5万2,000円、その他の増減額は職員の欠員補充等による任用人数の増員に伴いまして127万4,000円の増額としております。

26ページ、27ページをお開き願います。

8款土木費、4項都市計画費、6目公園費につきましては、公園行政に要する職員給与費を90万6,000円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の上上げ等によりまして87万円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により819万3,000円の増額でございます。

公園等管理費につきましては、111万5,000円を増額するものでございます。給与改定に伴いまして委託料は107万3,000円、市公園協会運営補助金としまして4万2,000円の増額としております。

続きまして、8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、住宅行政に要する職員給与費を1,456万3,000円減額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の上上げ等によりまして47万6,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等によりまして1,503万9,000円の減額でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○綿引委員長 次に、議案第103号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、執行部から説明をお願いいたします。

久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 それでは、議案書④の23ページをお開き願います。

市議会議案第103号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,645万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤の令和4年度補正予算に関する説明書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書⑤の64ページ、65ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、職員給与費の増に伴い195万5,000円増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目農業集落排水事業費につきましては、農業集落排水建設事業に要する職員給与費を195万5,000円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当の上上げ等により50万9,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により144万6,000円の増額としております。

なお、66ページから69ページに給与費明細書を掲載してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第106号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について、執行

部から御説明をお願いいたします。

関谷水道部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 同じく議案書④，市議会議案第106号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について，御説明いたします。

説明につきましては，別冊の予算書⑦，令和4年度公営企業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により，御説明させていただきます。

恐れ入りますが，予算書⑦の1ページを御覧願います。

収益的収入及び支出におきましては，1款水道事業費について1億1,547万6,000円を増額するものでございます。このうち1億1,000万円につきましては，電気料金の高騰に伴い，取水場及び浄水場の電気料に不足が生じることから増額するものでございます。これらの電気料につきましては，当初予算において4億207万6,000円を措置しておりましたが，補正後において27.4%増の5億1,207万6,000円となるものでございます。

また，補正予定額1億1,547万6,000円のうち，残りの547万6,000円につきましては，給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により増額するものでございます。

続きまして，2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出におきましては，三角の表示で2,590万8,000円を減額するものでございます。その内訳としましては，給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更分として280万8,000円を減額するほか，機能劣化に伴う枝内取水塔の取水ポンプ取替え工事を予定するに当たり，3か年で設定する継続費について整理を行ったところ，継続費の補正額が取水ポンプ取替え工事にかかる見込額を上回ったため，差引き額2,310万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが，予算書⑦の12ページ，13ページを御覧願います。

継続費に関する調書でございます。

12ページの事業名の欄，開江浄水場配水池改修工事及び楮川浄水場電気設備取替工事につきましては，令和2年度から4年度までの3か年の継続事業として実施し，本年度が最終年度となり，事業費も確定いたしましたことから，12ページ中ほどの年割額の欄のうち，令和4年度の補正額の記載のとおり，開江浄水場配水池改修工事については9,210万円減額になります。また，楮川浄水場電気設備取替工事については，三角の表示の1億600万円を減額し，合計で1億9,810万円を減額補正するものであります。

加えまして，これらを財源に，機能劣化に伴う枝内取水塔取水ポンプ取替え工事を予定いたしたく，その工事請負費として1億7,500万円を見込み，差引き分の2,310万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが，再び，予算書⑦の2ページにお戻り願います。

ただいま御説明を申し上げましたことから，表の下側に記載してございます，資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に充当する財源につきましては，最下段の計の欄にありますとおり，給与改定及び人事異動に伴う所要額の変更分の280万8,000円と継続費の補正に伴う変更分の2,310万円をあわせました2,590万8,000円を減額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく御願いたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第107号 令和4年度水戸市下水事業会計補正予算（第1号）について、執行部から御説明をお願いいたします。

鬼澤下水道管理課長。

○**鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長** 市議会議案第107号 令和4年度水戸市下水事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

説明につきましては、同じく別冊の予算書⑦の令和4年度公営企業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書⑦の25ページを御覧願います。

収益的収入及び支出の収入におきましては、1款下水道事業収益について一般会計からの繰入金を1億5,000万円増額するものでございます。

下段の支出におきましては、1款下水道事業費について1億5,445万6,000円を増額するものでございます。このうち1億5,000万円につきましては、電気料金の高騰に伴い、管渠費及びポンプ場費、処理場費の電気料に不足が生じることから増額するものでございます。これらの電気料につきましては、当初予算において1億7,989万8,000円を措置しておりましたが、補正後においては83%増の3億2,989万8,000円となるものでございます。また、補正予定額1億5,445万6,000円のうち、残りの445万6,000円については給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により増額をするものでございます。

ページを返していただきまして、26ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入におきましては、1款資本的収入について、一般会計からの繰入金を1億5,000万円減額するものでございます。

下段の支出におきましては、1款資本的支出について、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により775万5,000円を減額するものでございます。

表の下に記載してある、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に充当する財源におきましては、一番下の真ん中の欄にあるとおり、1億4,224万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**綿引委員長** 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第80号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** これについては1点ちょっと質問したいことがありますけれども、実はこの現場を見てきたんですけれども、これが現場の写真なんですけれども現場を見て感じたのは……

○**綿引委員長** どこですか。

○**中庭委員** これは河和田町の東原児童遊園なんですけれどもね。こういう公園ができたんですけれども、この公園のすぐ脇に民家が建っているんですね。それでその家の中が見えてしまうというような状況にあ

るのを見て、何かこういう個人のプライバシーが守られるような対策が行われたのかどうか、ちょっと疑問に思ったんですけれども、この児童遊園を造る前にそういう対策というのは必要なのかどうかね。また、考えないのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

開発行為で造られる児童遊園につきましては、開発の段階で近隣の方との話合いの場もあるので、その場で御意見をいただく場合には目隠し等をつけるケースもございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回は、その隣の人から目隠しをつけてほしいとか、そういう要望はなかったんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そういう話はなかったというふうに聞いてございます。

以上であります。

○中庭委員 分かりました。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第85号 指定管理者の指定について(児童遊園)について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第85号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第86号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 東野町の、私の家が近くなんだけど、基本的に認定に反対ということではないんですけど、市道吉田3号線というのかな、市道笠原222号線というのかな、そこに今まで私が何回かお話をしてきた法定外道路がその前面にあるわけですね。ですから、ここの市道認定に値する開発行為がどういう形でもってこの許可になったのか。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回議案で御提示している路線のうちの笠原285号線と予定している件でございますけれども、開発行為の基準といたしましては、築造する道路自体が有効幅員で6メートル以上を確保することということがまずひとつございます。それから、既存の道路に対してどういうふうに接続しているかというところを確認することになっておりますが、参考資料の8ページで見ていただきますと、この資料の左上のほうに、市道笠原222号線という幅員6メートル以上の道路がございまして、こちらの道路に接続しているということで

開発行為の許可をしております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 ということは、6メートル以上のその道路があるから、開発行為には何ら問題ないということですよ。私もそうだと思うんですけども。そうするというと、その前面道路の法定外道路というのがそこに残るわけですよ。これは今まで私が話してきた、要するに笠原に抜ける2.9メートルの法定外道路が残ってしまったということですよ。この延長ですからね、これはね。だから、この法定外道路の扱い。これ2.9メートルですよ、永久的に。4メートルにはなれない。これは水戸市のほうの責任だと私は思っていますから、この問題等について今後の対応を考えていただかないとならないんじゃないのかなというふうに思うんですけども。

今回のこの認定については、私は問題ないと思います。

そうすると、その法定外道路の部分は、これは占用許可とかという形でもって6メートルがそこに接続したということですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

こちらの参考資料の8ページ、今回認定路線に上がっている道路のうち、資料の左側に抜けている6メートル以上の道路を築造しておりますが、もともとのおおむね幅員3.6メートル程度の認定外道路が当該場所にはございまして、その認定外道路を含めて開発行為がなされたほうに一方的に6.3メートルの道路を築造しております。占用ではございませんで、一方的に6メートル以上の道路に拡幅した部分について帰属を受けて、今回、水戸市道認定ということで提案しております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 よく分からないんですけども、帰属を受けたということは払下げの許可をしたということですか、この法定外道路の敷地の部分を。こういう解釈でいいの。水戸市は払下げで売ったということでしょうか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回のこの開発行為に当たりましては、もともと認定外道路だった部分はそのまま水戸市の管理のままで、一方的に北側に広げて築造された部分を、新たに水戸市が帰属を受けてという形でございますので、一度認定外道路を払下げしたということではございません。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、今までのその法定外道路はそれ以外は下がって、6メートル造ったという意味ね。そうすると、下がったんだから、この認定に値するのには、そこだけ下がったって、そこに接続する道路が6メートルなければ、その部分だけが6メートル下がったからって認定にはならないでしょうよ。分かる、

言っていること。法定外道路があって、そこから6メートル下がったから開発行為が下りたという問題ではないでしょう。その下がった部分に6メートルの道路が接続していなければ、開発許可というのは下りないでしょうよ。それは、この真ん中に書いてあるのがそうなの、これ。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、開発行為に適合する道路というのは、もともとの既存の道路のうち幅員が広いものに接していないとなりませんが、こちらの参考資料の一番左上のほうに、市道笠原222号線という既存の幅員6メートル以上の道路がございまして、こちらの道路に接続しているということで開発行為の許可基準を満たしたものでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、要するに、この法定外の敷地の部分を、6メートルを占用許可か何かを与えたということになるわけですか、この敷地に接続させるためには。だって、その前に法定外道路があるんだもの。そこから6メートル下がっているんだ、開発道路の敷地のほうは。そうでしょう。だけれども、その開発行為になる部分までは6メートルの道路が接続されていなければ、開発行為にならないんでしょう。そうということは、法定外道路の部分も6メートルとして扱ったわけ。だから、占用許可か何か出さなければ、あるいは払下げか何かしなければ、6メートル接続できないんでしょうよ。これが分からないんだけど。

ここホワイトボードか何かあったらいいんだ、本当はな。

だから、その法定外道路の部分に、どういう形でもって6メートルの道路が接続されたかという。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回のこの笠原285号線の左側の道路ですが、この道路の幅員が有効で6メートル、全幅で6.3メートルぐらい拡幅しておりますけれども、そのうち6.3メートルの幅員の中に、大体左側に3.6メートルのもともと認定外道路だった部分がございます。そこから、足りない分、おおむね2.7メートルぐらい右側のほうに一方的に道路を広げ、道路用地を広げる形で、3.6メートルと2.7メートルを足し合わせた6.3メートルの道路として整備しております。

その6.3メートルの道路が左上の笠原222号線に接続しているということで、開発行為の許可基準を満たしております。この際には、特に道路の占用等は求めておりません。払下げ等も含めていないということでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 ちょっとよく分からない。ちょっと委員長ね、ちょっと、聞いてみるから。

○綿引委員長 すみません、暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

---

午前10時50分 再開

○綿引委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

松本委員。

○松本委員 分かりました。

委員長ね、ここの部分だけが6メートルで市道になったということです。その先は法定外道路でどうにもならないという結果です。

分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 市道河和田245号線と河和田246号線というのは今度新しく市道認定されますよね。この道路がですね、私、行ってみたら、かなり広いんですよ。住民の皆さんにとってかなり便利だという意見もあったんですけども、この幅というのは何メートルぐらいあるんですか。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

こちら河和田245号線、246号線ともに、道路幅員につきましては6.35メートルとなっております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、大体基準どおりというよりちょっと広いというぐらいですね。そういう点ではこの道路はこれでいいと思うんですけども。しかし、その脇に河和田107号線があってですね、後ろに大きな200を超す団地ができたんですけども、入り口にひかり歯科というのがありまして、その脇の道路が狭くて皆さん困っているということなんですけれども、道路を拡幅する場合はどういう手段というのが必要なのか、お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの御質問にお答えします。

委員御質問の河和田107号線なんですが、今回認定の東側のほうにある道路だと思うんですけども、確かにここの道路につきましては4メートル未満の狭あいな道路となっております。市のほうとしましては、今の段階では整備計画はございませんが、地元の方から狭あい道路の整備を申請いただければ整備はできると考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 住民の皆さんの協力があればできるということですよ。ぜひ住民の皆さんの協力を得て、拡幅していただきたいと思います。

それから、2つ目はですね、赤塚駅西線の開通に伴って、市道河和田180号線を廃止して、河和田244号線に再認定するということなんですけれども、なぜこういう面倒くさいことをやるのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の河和田180号線の廃止と河和田244号線の再認定につきましては、まず、河和田180号線は、都市計画決定後に道路整備のために市道認定としました。その後に、事業認可を得まして、事業のほうに入り、このたび常磐線のアンダーパスが完成しまして、路線の終点が常磐線の北側の上中妻283号線に接続するために、終点の場所が変更となりました。そのため、河和田180号線を廃止として、今回、河和田244号線を再認定するという計画でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、その常磐線の下部分を、トンネル部分を市道として認定するという事なんですか。そのために、今回延長させたということで、延長する場合はただ延長というのはできないんですか、単純に。その名称を河和田180号線できないのかどうかね。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市道認定の場合、必ず起点と終点というのが決められております。終点の場所というか住所が変更となりますので、再認定というふうな形を取っております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 市道河和田180号線が市道河和田244号線に名前が変更になっちゃうということで、延長にはできず、再認定しかないということなんですね。分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第86号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第95号について質問したいと思うんですけども、道路の街路灯の電気代がですね、今年度2,900万円の値上げが予想されるということで、総額が8,400万円となるんですけども、これは何%の値上げなんですか。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

当初の予算措置の時期と比べまして、今回の8,400万円は52.7%の増となっております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ほかのところは大体27%とか、30%とかね、40%とこう値上げになっているんです。街路灯というのはかなりそういう点では、電気代の値上げ率が高いんですかね。その理由って何ですかね。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

街路灯の電気料につきましては、今回、算定の根拠としましては、昨年9月の時点と今年9月の時点で比較しまして、58.4%の増加になっております。今後の電気料の推移のほうを計算しまして、今回の

2,900万円という金額で補正をさせていただいているところです。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 大体妥当な数字ということなんですね。

じゃ、2つ目はですね、この橋りょうの老朽化対策工事ということで、国道6号線の酒門六差路の近くにかかる橋の長寿命化ということなんですけれども、具体的にはこれはどんなことなんでしょう。

○綿引委員長 松葉道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の橋りょうの工事費の増額なんですけれども、酒門橋の橋りょうの長寿命化による修繕工事のための増額となります。

酒門橋につきましては、国道6号の酒門六差路より北に340メートルほど進んだ位置に、国道6号の直上、真上に架かる橋りょうになります。その橋の長寿命化の修繕工事ということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 具体的には、ただペンキを塗るとか、そんな感じのやつなんですか。どんな内容なんですか、長寿命化というのは。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この橋りょうは、1967年に施工がされていて、5年が経過しているという状況の中で、橋りょうの長寿命化の中での検査というか、点検結果ですね。橋桁とか橋脚にひびがあるものですから、そのひびに対してひび割れの注入とか、断面のコンクリートが剥がれている部分のコンクリートの補修とか、そういった状況となります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 よく分かりました。

それから、もう一つはですね、この予算の中に、市道上市228号線の整備がありますよね。どこなのかと私調べましたらね、常磐神社の前を通る道路が市道上市228号線ということなんですけれども、これは国の補助の増額に伴い偕楽園周辺地区整備事業の一環として行うということで、具体的にはどんな工事なんですか、これは。

○綿引委員長 小田切市街地整備課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の補正は、偕楽園周辺地区整備事業としましてお話がありました、市道上市228号線の拡幅工事を行うものでございます。本路線は、常磐神社の東側を南北に通る道路でございまして、茨城交通の路線バスが県立歴史館方面から御成門の前を通過して、さらに本路線を通過して上河内町方面に運行している状況でございます。本路線には、直角状の狭いカーブ状のところは2か所ありますことから、これまでの路線バスだけではなく大型観光バスと一般車両のすれ違いが可能となるように、狭い箇所2か所の拡幅工事を行うことにより、偕楽園周辺地区のアクセスの向上を図るものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 確かにあそこはバス停がありますよね。あのバス停のところに大型の観光バスが止まれるように改修工事をするということで、2か所整備をするんですけれども、その2か所とはどこですか。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 御質問にお答えします。

2か所というのは、先ほどおっしゃいました、常磐神社の東側にバス停がございますけれども、その部分の拡幅が1か所と、もう一つそちらの北側のところに御成門方面に左に直角に曲がる場所がありますので、その2か所の工事を主に行うものでございます。

○中庭委員 分かりました。以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今と同じところの10ページ、11ページのところなんですけれども、橋りょうの長寿命化ということで、今、酒門橋が5年経過しているということなんです、この老朽化というか、何か所ぐらい今のところ掌握されているのかお聞きします。

○綿引委員長 水戸市全体でいいですか。

○鈴木委員 全体です。すみません。

○綿引委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

本市が管理する橋りょうの数ということでよろしいでしょうか。

橋りょうの数としましては577橋になります。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それで、これから長寿命化が必要だという橋りょうについては、何か所ぐらい残っているのか、分かりますでしょうか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 橋りょうにつきましては、国の法律、あるいは国土交通省の要領に基づきまして、5年に1回の定期点検を行っているところでございます。定期点検の結果で橋の健全度の度合いを判定しておりますが、その中で判定区分としまして、早期に措置を講ずべき状態にある橋りょうとして、これまで判断された橋りょうの数が33橋ございます。現時点で、そのうち27橋の工事がおおむね完了する見込みでございまして、引き続き、残りの6橋について、来年度を含め対応してまいりたいと考えております。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

そうすると、この経過年数以外にも、この5年に一度の点検というのは、計画的にこの5年間で随時その577橋をやっているんですかね。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 全ての橋りょうにつきまして5年に1回の点検が義務づけられておりますので、

577橋を毎年度、順繰り順繰りに年次的に点検を行っているところでございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第95号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第98号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 1点質問したいんですけども、今回ですね、農業集落排水事業の中で電気代、動力代の値上げが1,850万円見込んだというふうに補正予算ではなっていますが、その財源として前年度剰余金の繰越金ということが出ております。そうすると、かなり前年度の剰余金というのはあったのかなというふうに思ったんですけども、剰余金というのは幾らあったんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

議案書②の32ページ、33ページを御覧ください。

7款繰越金の右側の欄になるんですけども、前年度分の繰越金ということで、前年度の繰越額としては3,437万2,000円ございました。そのうち、これまでに3,000万円は措置されてございまして、今回残りの400万円を措置したものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、ほぼなくなったんですね、これ。前年度分の繰越金がもう全部ほぼ使い切っちゃったということで、それを電気代に入れるということなんですね。分かりました。たくさんあって何かいっぱい隠しているのかなと思ったんです。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第98号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私はですね、今回の給与改定は人事院勧告に基づく給与改定だと思うんですけども、いろいろずっと後から出てきますけれども、大体1人当たり平均でどのぐらいのね、いわゆる引上げになるのかということを知りたい。というのは、今回は給与法で、特に30代全般の人には0.3%引上げと、それから、職員については、いわゆる期末手当を0.1か月引き上げということなんですけれども、これに基づいて幾らぐらいの値上げになるのか。誰が答えるのかちょっと私分かりませんが、平均的にどのぐらいの値上げになるのかと、例えば、40歳代とか。分かる方いらっしゃいますか。

○綿引委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 中庭委員のただいまの御質問にお答えします。

人事課のほうで試算しております。例えば、若年層は月例給の影響も受けますので多少値上がり分は大きいということですが、あと、勤勉手当において0.1月でございますので、例えばモデル的に申しますと、22歳で独身の者でありますと年間で6万9,000円ほど上がるということでございます。30歳の配偶者ありですと、同じように6万2,360円の増となっております。35歳以上の係長級になってきますと月例給の影響を受けませんので、基本的には勤勉手当の改定影響額だけということになってまいりまして、例えば、係長級ですと3万円から4万円程度、部長さんですと大体6万円、課長さんだと5万1,000円と、そのような形で計算をしております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 大体若い人の引上げ率は高いけれども、40歳、50歳になると、期末手当0.1か月だから6万円とか5万円とか、そういう感じですね。大体それに基づいて今回の予算が組まれたということですね。総額では大体幾らぐらいになるんですか。

○綿引委員長 所管が変わってきてまいりますので、すみません、参考程度に。

秋葉副市長。

○秋葉副市長 資料で出させていただいておりますので、議案書⑥を御参照いただきますと、この事項別の内訳表がございますので、それを御参照いただきますと、1ページの一般会計関連で2,970万円ということですが、給与改定のほうもございます。全体的に申しますと、3ページのほうを御覧いただくのが一番いいかなと思うんですが、マイナスの1,360万8,000円ということで算定をしたところでございます。

〔「マイナスか」と呼ぶ者あり〕

○秋葉副市長 欠員がございますので、給与改定そのものの増加額につきましては約1億1,900万円になります。その他の増減ということで、欠員がございますので、約1億3,200万円のマイナスということで。これ、3ページの一番下でございます。

○中庭委員 分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第100号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第103号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第103号について質問したいんですけども、給与改定分というのは50万9,000円となっているんですけども、これは1人当たりになると、幾らぐらいなんですかね。この関係はどうなのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

給与改定に伴う増加額として50万9,000円ございまして、集落排水課の職員が9名おりまして、割

り返しますと約5万6,000円になります。

以上でございます。

○中庭委員 分かりました。了解しました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第103号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第106号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 水道部の職員が112名いらっしゃるんですけどもね、それで給与改定に伴う引上げ額というのは223万円がいいんですか。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 中庭委員の御質問にお答えいたします。

水道部の今回の給与改定影響額としましては、223万1,000円でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、水道部の職員の場合は1人平均2万円しか上がらなかったということですか。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） お答えいたします。

現員数が112名ということになりますので、単純にこの金額で割り返しますと、ただいま委員がおっしゃられた金額ということになるかと思えます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、先ほどの集落排水課は9人で50万9,000円、水道部の職員が今回112人で223万円、そうするとなかなかこの数字があまりにちょっと違い過ぎたんで、5万円の値上げと2万円の値上げでは違うので……

○綿引委員長 中庭委員、各課によってその人員の状況も違いますし、単純に平均で割り返したもので差が出るのは、これは致し方ないと思うんですが。

中庭委員。

○中庭委員 だって、集落排水課は先ほどの答弁ではね、大体5万5,000円ぐらい……

○綿引委員長 片や、10倍100人ですから。

○中庭委員 それはあるかも分かりませんね。112人分で223万円、何かこう水道部の職員というのは冷遇されているのかと一瞬思ったんですけども、そうではないと、同じような値上げでなっていると。

集落排水課というのは、そうすると若い人、あるいは給料の高い人が勤めているのかなというふうに思いましたけれども、どうなんですかね。その点1点だけ答えてもらえば、そこで終わりにしますよ。

○綿引委員長 久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、職員の年齢等いろいろございますが、比較的若い職員が多いかと思えます。  
以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 若い人が多いから値上げ率が高いということですね。

あと1点ですけれども、枝内取水塔の原水をくみ上げるポンプの修理代として1億7,500万円を予算化したんですよね。ポンプが今どういう状況で、どのぐらいかかるかという内訳みたいなものが分かれば教えていただきたい。今ポンプがどんな状況になっているのかね。ポンプが止まったら、水道が止まっちゃうから大変ですけれども、どんな状況なのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 中庭委員の御質問にお答えします。

枝内取水塔の取水ポンプですが、全部で5台設置されております。うち1台については、今年7月に故障しまして、こちらは今、交換の工事を発注済みであります。残り3台を臨時で点検しましたところ、1台は健全な状態だったんですけども、残りの2台がちょっと性能が低下していることが見受けられましたので、故障で止まるというのを防ぐためにも早期に着手したいと思ひまして、今回予算措置をさせていただきました。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 当初の予算は2,310万円だということでしたよね。これが増えたということですか。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の取水ポンプ、見込みで想定しております金額は1億7,500万円になります。それで今回、2,310万円が結果として減となりましたが、その分につきましては、工事を行うために財源のほうを、継続費のほうとあわせて補正をさせていただきます、そちらの継続費補正のほうで1億9,800万円財源が見込めましたので、その差分が2,310万円ということになっております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 来年度予算を見込んでいたから、その年割額を少し変更したということで、予算を充当したということで、要するに前倒しでポンプの修理を行ったということですね。分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第106号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第107号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 今回この予算の中に、電気代、動力代の値上げと先ほど1億5,000万円と説明しましたよね。水道の電気代の値上げ分というのは幾らだったんですか。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回ですね、水道関連の動力費ということで、当初は4億207万6,000円を見込んでおりまして、今回の補正のほうで1億1,000万円の増額をお願いするものです。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、下水道のほうは1億5,000万円の動力代の値上げね。これを今回この議案第107号でやる。しかし、水道のほうはですね、1億1,000万円しか値上げを見込んでいない。そうすると4,000万円の差がありますよね。これはどうなんですかね。その差をちょっと説明してもらえないかな。

○綿引委員長 管理する設備の内容が違いますから、それは単純に説明はできないと思うんですけども。

○中庭委員 ただ、ちょっと説明していただきたいんです。

○綿引委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの電気料金の補正の御質問にお答えいたします。

電気料金につきましては、4月から秋までの値上げ幅から今後の上昇率を推定しまして、補正予算を組ませていただいたところではありますが、水道と下水道で大きく違うのは、下水道のほうはPTSという新電力会社と契約しておりまして、比較的安い値段で電気の供給を受けていたんですけども、その新電力会社が11月いっぱい電力の供給をやめるという話になりまして、急遽東電のほうに切り替えたという経緯もございまして、それで、より補正額が大きくなったものと考えております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今まで安い電気を使っていたけれども、今回それが破綻してしまったので、東電に戻したら値上げ率が高いから、その差が出たということですか、そうするとね。分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 もう一つ。

今回ですね、人事院勧告給与改定の値上げ分というのは幾らですか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道事業会計の給与改定分における増加額は、373万1,000円でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 職員は何人ですか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 57人でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると1人当たり6万円ぐらいですね、大体ね。分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第107号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上で、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時26分 散会